

証券コード 604A  
2026年10月14日  
(電子提供措置の開始日2026年10月7日)

株主各位

福島県双葉郡大熊町大字夫沢字中央台551番地の6  
(広野事務所 福島県双葉郡広野町大字上北迫岩沢1番地の9)  
株式会社ビーエイブル  
代表取締役社長 佐藤 順英

## 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第36回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.able-can.jp/investors/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年10月28日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

1 日時 2026年10月29日（木曜日）午前10時

2 場所 福島県いわき市平一丁目1 いわきワシントンホテル椿山荘

3 目的事項

報告事項 第36期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役7名選任の件

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

以上

~~~~~  
◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

・個別注記表

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**開催日時**

2026年10月29日（木曜日）午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限**

2026年10月28日（水曜日）午後5時必着



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限**

2026年10月28日（水曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、QRコードをご利用ください。

# インターネットによる 議決権行使のご案内

## 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

### スマートフォンをご利用の方

お手持ちのスマートフォンにて議決権行使書用紙副票（右側）に記載されたQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

※議決権行使書副票に記載の「ログインID」・「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### ① インターネットによる議決権行使の際の注意点

- ① 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」・「仮パスワード」をご通知いたします。

### ② 議決権行使ウェブサイトについて

- ① パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、セキュリティ設定等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。詳細につきましては、後記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- ② 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担とさせていただきます。

## ログインID・仮パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログイン」をクリック

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。



三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付け、配当原資を確保するための収益力の強化を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。また、将来の事業展開への備え及び再生可能エネルギー関連の開発投資等に必要な内部留保を確保し、これを収益力の一層の強化と中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

当社は、1株当たり配当金20円を下限とする方針としております。

この方針並びに当期の業績、財政状態及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては、既に公表しておりますとおり、以下のとおり当社普通株式1株につき20円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき20円          総額 197,500,000円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年10月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の意思決定の迅速化及び監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、取締役会の規模の適正化を行うことといたしました。

また、業務執行の効率化を目的として委任型執行役員制度を導入することとしております。これに伴い、現行定款第18条に定める取締役の員数を「12名以内」から「8名以内」に変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款                                        | 変更案                                        |
|---------------------------------------------|--------------------------------------------|
| (取締役の員数)<br>第18条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。 | (取締役の員数)<br>第18条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。 |

### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会の意思決定の迅速化及び監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、4名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社の<br>普通株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 1                                                                                                                                                                      | 再任<br>さとう ゆきひで<br>佐藤 順英<br>(1956年2月14日生) | 1991年3月 東設エンジニアリング株式会社<br>(現当社) 設立<br>1992年5月 当社 代表取締役社長 事業統括 (現任)<br>2015年2月 エイブルエナジー株式会社<br>(現エイブルエナジー合同会社)<br>代表取締役<br>2017年1月 エイブル興産株式会社 代表取締役<br>(現任)<br>2019年2月 エイブルエナジー合同会社 職務執行者<br>(現任)<br>2021年3月 一般社団法人ふくしま風力O&Mアソシ<br>エーション 理事 (現任)<br><br><重要な兼職><br>エイブルエナジー合同会社 職務執行者 | 5,623,400株<br>(注10)  |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>佐藤順英氏は、上記略歴のとおり、当社創業者として長年にわたり経営を牽引し、当社の成長と事業基盤の確立に大きく貢献してまいりました。<br>豊富な経営経験と高い見識を有しており、今後も当社の更なる持続的な成長及び企業価値向上のため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                      |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                              | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>普通株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                      | 再任<br>すずうち こうじ<br>鈴内 浩二<br>(1959年3月9日生) | 2019年4月 当社入社 経営管理担当部長<br>2019年7月 当社 安全・品管・放管部長<br>2020年11月 当社 内部監査室長(兼) 人事部長<br>2021年10月 当社 執行役員 営業本部長<br>(兼) 人事部長<br>2023年8月 当社 執行役員 営業本部長<br>2023年10月 当社 取締役 営業本部長<br>2024年10月 当社 専務取締役<br>2025年10月 当社 取締役副社長 事業統括補佐<br>ESG部門担当(現任)<br><重要な兼職><br>なし | —                    |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>鈴内浩二氏は、上記略歴のとおり、営業・人事及び経営管理部門において豊富な経験と実績を有しており、当社の経営全般にわたり重要な役割を担ってまいりました。2025年10月に取締役副社長に就任後は、経営戦略の推進及び業務執行の監督において適切にその職責を果たし、企業価値の向上に貢献しております。これらの実績と見識を踏まえ、今後も当社の成長・発展を図っていくための職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                        |                      |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の<br>普通株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                               | 再任<br>わたなべ おさむ<br>渡辺 靖<br>(1963年3月26日生) | 2010年4月 当社入社<br>2012年4月 当社 総務部長（兼）経営企画室長<br>2016年10月 当社 取締役 総務本部長<br>2018年10月 当社 取締役 火力開発部長<br>2019年2月 エイブルエナジー合同会社 職務執行者（現任）<br>2019年7月 当社 取締役 経営企画部長（兼）バイオマス発電部長<br>2020年8月 当社 取締役 事業開発本部長（兼）経営企画室長<br>2022年10月 当社 常務取締役 管理部門担当（現任）<br>＜重要な兼職＞<br>なし | —                    |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>渡辺靖氏は、上記略歴のとおり、経営企画・事業開発及び管理部門における豊富な経験と実績を有し、当社の経営戦略の推進及び経営管理体制の強化に貢献してまいりました。<br>常務取締役管理本部長として管理部門を統括しながらコーポレート・ガバナンスの充実及び経営基盤の強化に取り組み、手腕を発揮しております。<br>これまで培った知識、経験及び高い見識を活かし、今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のための職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                        |                      |
| 4                                                                                                                                                                                                                                                                               | 再任<br>こうや ひとし<br>神谷 均<br>(1966年5月4日生)   | 2025年7月 当社入社 管理本部 副本部長<br>2025年8月 当社 執行役員 管理本部副本部長<br>2025年10月 当社 取締役 最高財務責任者（CFO）IR担当（現任）<br>＜重要な兼職＞<br>なし                                                                                                                                            | —                    |
| <b>【取締役候補者とした理由】</b><br>神谷均氏は、金融機関及び事業会社における豊富な経験を通じ、財務・会計及び企業経営に関する高度な知見を有しております。<br>現在は当社の取締役CFOとして財務・会計、IR等を担っており、今後も財務基盤及びIR体制の強化を通じて、当社の持続的な成長と企業価値向上のための職務を適切に遂行できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。                                                                     |                                         |                                                                                                                                                                                                                                                        |                      |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                 | 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>普通株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 5                                                                                                                                         | 再任<br>はせがわ じゅんじ<br>長谷川 淳治<br>(1953年10月8日生) | 1977年 4 月 国際電信電話株式会社<br>(現KDDI株式会社) 入社<br>2006年10月 同社 執行役員 経営管理本部長<br>2009年 4 月 同社 執行役員<br>コンシューマ事業統括本部長<br>2010年 4 月 同社 執行役員<br>グループ財務・関連事業本部長<br>2011年10月 同社 執行役員<br>コンシューマ事業企画本部長<br>2013年10月 株式会社ジュピターテレコム<br>(現JCOM株式会社)<br>取締役副社長執行役員経営管理部門長<br>2014年 4 月 KDDI株式会社 執行役員常務<br>2018年 3 月 同社 退職<br>2020年 6 月 日本プラスト株式会社 社外取締役<br>2020年10月 当社 社外取締役 (現任)<br><重要な兼職><br>なし | —                    |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>長谷川淳治氏は、他社における豊富な企業経営経験及び経営管理に関する高い見識を有することから、当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                      |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>普通株式数 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 6                                                                                                                                              | 再任<br>くりばやし りさ<br>栗林 利紗<br>(1989年9月22日生) | 2015年3月 有限責任監査法人トーマツ入社<br>2018年7月 有限会社栗林会計事務所 取締役（現任）<br>2018年9月 株式会社Ri-speKt（現 株式会社Rizze）<br>代表取締役（現任）<br>2018年9月 福島工業高等専門学校 非常勤講師<br>（現任）<br>2023年10月 当社 社外取締役（現任）<br>2024年4月 株式会社LOCO 取締役（現任）<br><重要な兼職><br>株式会社Rizze 代表取締役<br>株式会社LOCO 取締役 | —                    |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>栗林利紗氏は、公認会計士として豊富な経験及び企業会計、税務に関する高度な専門知識を有していることから、当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。 |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                      |
| 7                                                                                                                                              | 再任<br>いとう あやの<br>伊藤 綾乃<br>(1978年12月6日生)  | 2007年9月 弁護士登録<br>オリック東京法律事務所入所<br>2018年3月 伊藤法律事務所開業（現任）<br>2022年4月 東京三弁護士会多摩支部<br>多文化共生プロジェクト副座長（現任）<br>2024年4月 第二東京弁護士会仲裁センター<br>運営委員会 副委員長（現任）<br>武蔵野簡易裁判所 調停委員（現任）<br>2025年1月 当社 社外取締役（現任）<br><重要な兼職><br>伊藤法律事務所 所長                         | —                    |
| <b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b><br>伊藤綾乃氏は、弁護士の資格を有しており企業法務に関する相当程度の知見を有していることから、当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。       |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                |                      |

注1．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注2．取締役候補者佐藤順英氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

注3．長谷川淳治氏、栗林利紗氏及び伊藤綾乃氏は社外取締役候補者であります。

- 注 4. 当社は、取締役候補者長谷川淳治氏、栗林利紗氏及び伊藤綾乃氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 注 5. 長谷川淳治氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって 6 年となります。
- 注 6. 栗林利紗氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって 3 年となります。
- 注 7. 伊藤綾乃氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって 1 年 9 ヶ月となります。
- 注 8. 当社は、長谷川淳治氏、栗林利紗氏及び伊藤綾乃氏との間に会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。各氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- 注 9. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 注 10. 代表取締役社長佐藤順英の所有株式数には、同氏が代表取締役を兼務する同氏の資産管理会社エイブル興産株式会社の所有株式数を含めております。

(ご参考) スキル・マトリックス

本定時株主総会において、第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

|        | 企業経営 | 技術<br>安全<br>品質 | 技術開発 | 営業<br>マーケ<br>ーテ<br>ィング | 財務<br>会計 | IT<br>デジタル | 人材開発 | 法務<br>コンプライ<br>アンス |
|--------|------|----------------|------|------------------------|----------|------------|------|--------------------|
| 佐藤 順英  | ●    | ●              | ●    | ●                      |          |            | ●    |                    |
| 鈴木 浩二  | ●    | ●              |      | ●                      |          |            | ●    |                    |
| 渡辺 靖   | ●    |                |      |                        | ●        | ●          | ●    | ●                  |
| 神谷 均   | ●    |                |      |                        | ●        |            |      |                    |
| 長谷川 淳治 | ●    |                |      |                        | ●        |            | ●    | ●                  |
| 栗林 利紗  |      |                |      |                        | ●        |            |      |                    |
| 伊藤 綾乃  |      |                |      |                        |          |            |      | ●                  |

各スキル項目の基準

|             |                                                 |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 企業経営        | 企業経営に携わった経験、当社の事業に関する重要な意思決定や戦略策定に携わった経験を有すること。 |
| 技術・安全・品質    | 当事業に関わる技術・安全・品質に関する知見・経験を有すること。                 |
| 技術開発        | 事業の更なる拡大や新たな事業を創出するため、技術開発に関する知見・経験を有すること。      |
| 営業・マーケティング  | 事業の更なる拡大や利益の確保のため、営業・マーケティングに関する知見・経験を有すること。    |
| 財務・会計       | 財務や会計に関する知見・経験を有すること。                           |
| IT・デジタル     | 当事業に関わる最新テクノロジーの活用のため、IT・デジタルに関する知見・経験を有すること。   |
| 人材開発        | 当社の持続的な成長のため、人材の確保・育成、多様性の推進などに必要な知見・経験を有すること。  |
| 法務・コンプライアンス | 法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する知見・経験を有すること。           |

#### 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2025年10月24日開催の第35回定時株主総会において年額200百万円以内とご決議いただき今日に至っております。

取締役の減員に伴い、取締役の報酬等の額を年額150百万円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内）と改定し、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。なお、この金額の範囲内において固定報酬及び業績連動報酬である役員賞与を支給いたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は11名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

以上

## 1. 会社の現況に関する事項

### （1）事業の経過及び成果

当事業年度における国際情勢は、中東地域を巡る地政学的リスクの高まりを背景に、原油価格やエネルギー市場の動向が不安定に推移するなど、エネルギー供給に対する懸念が継続する状況となりました。

国内においては、政府のエネルギー政策において原子力発電の位置付けがより明確化され、安全性の確保を大前提としながら、原子力発電は電力の安定供給を支える重要なベースロード電源として活用する方針が示されております。

このように我が国を取り巻く経済・エネルギー情勢の不確実性が進む中、外需に過度に依存しない内需主導型の成長と、安定的なエネルギー供給体制の構築が、これまで以上に我が国の重要な課題となっております。

こうした中、当社の主力事業である福島第一原子力発電所の廃炉工事は、国のエネルギー政策及び復興政策の中核を成す極めて重要な取り組みとして位置付けられており、社会からも高い関心が寄せられております。政府からは、廃炉を安全・着実かつ計画的に進める方針が示されており、当社としても、この社会的意義の大きい事業を、誠実かつ確実に遂行してまいります。

また、原子力分野全体では、柏崎刈羽原子力発電所6号機等が再稼働しており、こうした環境変化は、これまで原子力発電所の各種メンテナンス工事や廃炉工事を通じて培ってきた当社の技術力、現場対応力、品質・安全管理の経験を、今後さらに幅広い原子力関連分野で活かす機会が拡大していく状況と捉えております。

一方、再生可能エネルギー分野においては、我が国における太陽光発電や風力発電の活用が引き続き進展する中で、環境や景観への配慮、地域との合意形成といった課題も顕在化しております。こうした状況を踏まえ、地域との信頼関係を基盤とし、地産地消や地域貢献を重視する当社の理念に基づいた、柔軟かつ着実な取り組みが、エネルギーの安定供給と地域社会の持続的な発展に向けて、今後一層求められております。

このような事業環境のもと、主力である工事事業においては、福島第一原子力発電所の廃炉関連工事の着実な進捗に加え、同発電所の廃炉に伴う廃棄物処理関連の大型工事を連続して受注したことにより、売上高及び収益は前年同期を上回る水準となりました。

また、福島第一原子力発電所向け廃炉関連工事以外の原子力分野においても、島根原子力発電所 2 号機の再稼働後初となる定期検査に係わる点検・保守工事の受注など、業績に貢献いたしました。

さらに、福島第一原子力発電所の高線量環境下における線量調査で自社開発のロボット技術を活用するなど、廃炉事業の進展に貢献いたしました。

再生可能エネルギー事業においては、風力発電関連メンテナンス業務等の拡大により売上高は前年同期を上回りました。一方で、当事業年度より開始した電力小売事業については、運営体制の整備など事業基盤の構築を進めたものの、事業立ち上げ段階で顧客数が限定的であったことから、運営費用が収益を上回り、セグメント全体の営業利益は前事業年度を下回る結果となりました。翌事業年度は、脱炭素化に向けたいわき市との連携協定のもと、特定卸供給制度を活用したバイオマス発電による電力の供給を拡大し、早期黒字化と収益拡大を図ってまいります。

その他事業においては、介護事業、料飲事業共に地域密着型のサービス展開により安定した売上を確保するとともに、地域貢献を通じた企業価値の向上に寄与いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は9,908百万円（前年度比10.3%増）、営業利益は1,009百万円（前年度比50.4%増）となり、売上高営業利益率は10.2%（前年度は7.5%）となりました。経常利益は1,022百万円（前年度比55.6%増）、当期純利益は735百万円（前年度比54.6%増）となり、増収増益を達成することができました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

工事業は、福島第一原子力発電所向け廃炉関連工事を中心に受注及び工事進捗が堅調に推移したことにより、売上高は8,619百万円（前年度比9.8%増）、セグメント利益（営業利益）は1,601百万円（前年度比40.0%増）で、セグメントの売上高利益率は18.6%となりました。

再生可能エネルギー事業は、風力発電関連メンテナンス業務の拡大等により売上高は998百万円（前年度比7.3%増）となりました。一方で、将来の収益拡大に向けた電力小売の事業基盤構築費用が先行したことによりセグメント損失（営業損失）は14百万円（前年度はセグメント営業利益1百万円）となりました。

その他事業は、介護事業における地域密着型のサービス拡充により売上高は291百万円（前年度比45.0%増）、セグメント損失（営業損失）は96百万円（前年度はセグメント営業損失98百万円）となりました。今後も地域への貢献と収益力の向上を通じ、企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、2026年7月29日をもちまして、東京証券取引所スタンダード市場へ新規上場いたしました。これはひとえに、お客様、お取引先様、株主の皆様、地域の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様から長年にわたり賜りましたご支援、ご厚情の賜物であり、心より御礼申し上げます。今後は上場企業として、ガバナンス及びコンプライアンスの一層の強化を図るとともに、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

当該年度の期末配当につきましては、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識しており、当事業年度の業績及び今後の事業展開、財務基盤の状況等を総合的に勘案した結果、1株当たり20円の期末配当を実施することといたしました。

今後も、お客様の期待に応え続けることで更なる収益性の向上を図るとともに、地元福島の復興への道筋を創るべく挑戦を続け、持続的な成長と企業価値の向上に努めてまいります。

## (2) 資金調達等についての状況

### 1) 資金調達

2026年7月29日をもって東京証券取引所スタンダード市場に上場し、公募による自己株式の処分により1,659百万円を調達しました。また、beABLE研究開発センター建設資金として取引銀行3行との間で総額2,511百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しており、当事業年度末の実行残高は1,346百万円となっております。

### 2) 設備投資

当事業年度中において行った設備投資の総額は1,477百万円となりました。このうち主なものは、建設中のbeABLE研究開発センターに係る支出673百万円、千葉県富津市の新工場建設用地取得310百万円、廃炉事業用の特殊車両購入44百万円などであります。

## (3) 財産及び損益の状況

| 区分              | 第 33 期<br>(2023年7月期) | 第 34 期<br>(2024年7月期) | 第 35 期<br>(2025年7月期) | 第 36 期<br>(当事業年度)<br>(2026年7月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 7,426                | 8,680                | 8,984                | 9,908                           |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,132                | 767                  | 656                  | 1,022                           |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 488                  | 526                  | 475                  | 735                             |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 67.62                | 72.82                | 65.83                | 97.99                           |
| 総 資 産 (百万円)     | 9,102                | 8,938                | 9,578                | 12,156                          |
| 純 資 産 (百万円)     | 4,089                | 4,618                | 5,095                | 7,575                           |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 566.06               | 639.24               | 705.32               | 767.14                          |

注1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により算出しております。

注2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した年度末発行済株式総数により算出しております。

注3. 当社は2026年3月4日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## **（４）対処すべき課題**

### **１）経営のビジョンステートメント**

当社は経営理念として「全従業員の物心両面の幸せを追求すると共に、人類・社会の進歩発展に貢献する」ことを掲げております。

2011年の東日本大震災・原子力事故という未曾有の災害に耐え抜き、誰もが経験したことの無い福島第一原子力発電所の廃炉事業にも真正面から向き合い、お客様からの期待と信頼に応え続けている社員の生活を守るため、高い収益性と持続的な成長を目指してまいります。

当事業年度の行動目標は、「人を信じ、人を愛し、未来を創る」とし、これまで培ってきた技術と絶対安全によるお客様との信頼関係を背景として、持続的に成長する企業となるべく、スローガン「中期経営計画の目標必達（フィロソフィーを理解し実践し必ず中期目標を達成する）」を掲げております。

新中期経営計画を達成するために、人として正しいことを正しいまま貫き、お客様の期待と困りごとに応える価値の提供を目指し、常に誠実かつ迅速に取り組み、4つの重点戦略（①絶対安全戦略、②事業基盤の強靱化、③付加価値の創出・競争力の強化、④人材育成戦略）を通して企業価値向上に挑戦してまいります。

### **２）重要な経営上の課題**

当社は、主な事業を「工事事業」「再生可能エネルギー事業」「その他事業」の3つのセグメントに分けたポートフォリオを設定することで、経営資源の最適化を進めて、以下の重要な経営課題に取り組んでまいります。

#### **① 工事事業**

廃炉・原子力分野は引き続き「中核事業」として原子力・廃炉関連工事に取り組めます。福島第一原子力発電所の廃炉工事における廃棄物対策工事を継続的に取り組むとともに、建屋内干渉物の撤去工事や汚染水タンク等の保守点検業務など、高線量下での各種準備工事に参画することで、燃料デブリ本格的取出し工事に備えて工事経験を積み重ねていく所存であります。

また、年間被ばく線量制限を考慮し、低線量の継続的な業務の受注に努めてまいります。

さらに、工事安全と工事品質の向上を図るために、人材の育成と遠隔無人化技術の高度化などDX展開を進めてまいります。

一般産業分野は「育成事業」と位置付け、鉄鋼構造物の設計・製作・据付を一貫して担うことができる当社の強みを活かし、京葉・京浜工業地帯を中心とした建設需要の取り込みを進めることで、事業領域の拡大を図ってまいります。

また、木更津事業所につきましては、多様な産業分野のニーズに対応できる事業拠点として引き続き再構築を進めてまいります。

今後は、原子力分野で培った高度な施工技術及び品質管理力を一般産業分野へ展開し、更なる受注拡大と収益基盤の強化に取り組んでまいり所存であります。

## ② 再生可能エネルギー事業

本事業は「育成事業」と位置付け、事業性評価（FS）から建設、O&M、売電・配当収入までの事業化サイクルを加速し、早期収益化を進めてまいります。

地域との共生を前提とした地産地消の電源開発を推進し、2025年12月には栃木県佐野市におけるバイオマス発電事業への参画を開始するとともに、浜通り地域を中心とした陸上風力発電設備のメンテナンス事業の拡大を図ってまいります。

また、風力発電施設やバイオマス発電所に係るO&M事業の拡大を図るほか、2025年11月より開始した再生可能エネルギーによる電力小売事業のさらなる特定卸分野への展開を通じて収益基盤の強化に取り組んでまいります。さらに、波力発電については実証試験を継続し、早期事業化を目指してまいります。

## ③ その他事業

本事業は「地域貢献を通じてともに成長する事業」と位置付け、高齢化・過疎化が進む地域に寄り添う介護事業、料飲事業を通じて、地域社会に貢献してまいります。

介護事業では「元氣ジム3号店」の利用拡大や訪問看護事業の強化を進め、料飲事業では集客力向上と宴会需要の獲得を図ることで、事業収益の安定化に努めます。

## 3) 事業の見通し

前記の課題への取り組みにより、2027年7月期の業績見通しにつきましては、売上高11,849百万円、営業利益1,418百万円、経常利益1,388百万円、当期純利益は956百万円を見込んでおります。

なお、上記見通しにつきましては、本資料の発表日時点において把握している情報に基づいたものであり、今後、事業活動及び業績に大きな影響が見込まれる場合には、速やかに開示いたします。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 主な事業内容（2026年7月31日現在）

| 事業          | 内 容                                                                       |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 工事事業        | 廃炉・原子力分野：廃炉作業、原子力プラント配管・設備の保守・交換作業<br>一般産業分野：プラント配管・設備の保守・交換作業、鉄骨工事・一般構造物 |
| 再生可能エネルギー事業 | 発電所建設、オペレーション＆メンテナンス、再生可能エネルギー電源開発事業、再生可能エネルギー発電事業、電力小売事業                 |
| その他事業       | 介護事業・料飲事業                                                                 |

## (6) 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（2026年7月31日現在）

### 1) 主要な営業所及び工場

| 名 称      | 所 在 地     | 名 称                      | 所 在 地   |
|----------|-----------|--------------------------|---------|
| 本 社      | 福島県双葉郡大熊町 | 元氣ジムいわき<br>(小島町・中央台・小名浜) | 福島県いわき市 |
| 広野事務所・工場 | 福島県双葉郡広野町 | 居宅介護支援事業所<br>エイブルケアプラン   | 福島県いわき市 |
| 大川原工事事務所 | 福島県双葉郡大熊町 | ビーエイブル訪問看護<br>ステーション     | 福島県いわき市 |
| 柏崎事業所    | 新潟県刈羽郡刈羽村 | 仙台営業所                    | 宮城県仙台市  |
| 木更津事業所   | 千葉県木更津市   | 東京営業所                    | 東京都中央区  |
| 鹿角事務所    | 秋田県鹿角市    | 神戸営業所                    | 兵庫県神戸市  |

### 2) 従業員の状況

従業員数 229名（前事業年度末比 6名増）

平均年齢 45.5歳 平均勤続年数 5.9年

（注）従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者、契約社員を含む就業人員数であります。

**(7) 重要な親会社及び子会社の状況（2026年7月31日現在）**

**1) 親会社との関係**

該当事項はありません。

**2) 重要な子会社の状況**

該当事項はありません。

**(8) 主要な借入先及び借入額（2026年7月31日現在）**

| 借 入 先        | 借 入 残 高  |
|--------------|----------|
| 株式会社東邦銀行     | 1,178百万円 |
| 株式会社みずほ銀行    | 482百万円   |
| 株式会社大東銀行     | 471百万円   |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 301百万円   |
| 株式会社福島銀行     | 169百万円   |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 160百万円   |
| 株式会社秋田銀行     | 64百万円    |
| 株式会社常陽銀行     | 60百万円    |

2. 株式に関する事項（2026年7月31日現在）

- ①発行可能株式総数 40,000千株
- ②発行済株式の総数 9,875千株（自己株式300千株を除く）
- ③当事業年度末の株主数 2,999名
- ④大株主

| 株 主 名                                     | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------|---------|---------|
| エイブル興産株式会社                                | 3,823千株 | 38.72%  |
| 佐藤 順英                                     | 1,800千株 | 18.23%  |
| ビーエイブル従業員持株会                              | 330千株   | 3.34%   |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMINBUS-MARGIN | 248千株   | 2.52%   |
| 株式会社SBI証券                                 | 201千株   | 2.04%   |
| 楽天証券株式会社共有口                               | 179千株   | 1.81%   |
| 株式会社大東銀行                                  | 160千株   | 1.62%   |
| 株式会社クラフティア                                | 142千株   | 1.45%   |
| 三菱UFJeスマート証券株式会社                          | 138千株   | 1.40%   |
| 松井証券株式会社                                  | 132千株   | 1.34%   |

注1. 持株比率は自己株式（300千株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項（2026年7月31日現在）

#### （1）当事業年度末日における新株予約権等の状況

|                                        | 第3回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 第4回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 2025年6月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 2025年6月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                        | 当社取締役 8<br>当社監査役 3<br>当社従業員 143                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 社外協力者 6                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の数（個）                             | 4,865                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 271                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）              | 普通株式 486,500                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 普通株式 27,100                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 1,117                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1,117                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使期間                             | 2027年6月25日～2035年6月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 2027年6月25日～2035年6月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,117<br>資本組入額 558.5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 発行価格 1,117<br>資本組入額 558.5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使の条件                            | <p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> | <p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> |

|                                        | 第5回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 第6回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                                  | 2025年10月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2025年10月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 付与対象者の区分及び人数（名）                        | 当社取締役 8<br>当社従業員 76                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 社外協力者 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の数（個）                             | 1,207                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 80                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）              | 普通株式 120,700                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 普通株式 8,000                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円）                      | 1,117                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1,117                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 新株予約権の行使期間                             | 2027年10月25日～2035年10月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 2027年10月25日～2035年10月24日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 1,117<br>資本組入額 558.5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 発行価格 1,117<br>資本組入額 558.5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使の条件                            | <p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> | <p>①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> |

注1．2026年3月4日付で行った普通株式1株を5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」は調整されております。

## (2) 当事業年度末日における当社役員の保有状況

|                   | 名 称      | 個 数  | 保 有 者 数 |
|-------------------|----------|------|---------|
| 取締役<br>(社外取締役を除く) | 第3回新株予約権 | 884個 | 5名      |
|                   | 第5回新株予約権 | 410個 | 6名      |
| 社外取締役             | 第3回新株予約権 | 55個  | 3名      |
|                   | 第5回新株予約権 | 20個  | 2名      |
| 監査役               | 第3回新株予約権 | 20個  | 3名      |

## (3) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

当事業年度中に交付した新株予約権等は(1)に記載の第5回新株予約権のとおりであります。

第5回新株予約権のうち当社従業員、当社子会社役員及び従業員への交付状況

|                                         | 個 数  | 交 付 者 数 |
|-----------------------------------------|------|---------|
| 当社従業員<br>(当社役員を兼ねている者を除く)               | 777個 | 76名     |
| 当社子会社役員及び従業員<br>(当社役員及び当社従業員を兼ねている者を除く) | 0個   | 0名      |

## (4) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度中に交付した新株予約権等は(1)に記載の第6回新株予約権のとおりであります。

第6回新株予約権の交付状況

|         | 個 数 | 交 付 者 数 |
|---------|-----|---------|
| 当社社外協力者 | 80個 | 3名      |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位     | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の状況                                            |
|---------|--------|---------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 佐藤 順英  | 事業統括<br>エイブルエナジー合同会社 職務執行者                              |
| 取締役副社長  | 鈴内 浩二  | 事業統括補佐<br>ESG部門担当                                       |
| 常務取締役   | 根本 義和  | 工事部門担当                                                  |
| 常務取締役   | 渡辺 靖   | 管理部門担当                                                  |
| 取締役     | 岡井 勇   | 研究開発部門担当<br>地域創成連携担当<br>双葉町復興産業拠点施設新設担当                 |
| 取締役     | 土田 俊昭  | 安全管理・品質管理・放射線管理担当<br>大熊るるるん電力株式会社 取締役副社長                |
| 取締役     | 緒方 浩之  | 経営企画担当                                                  |
| 取締役     | 神谷 均   | 最高財務責任者（CFO）<br>IR担当                                    |
| 取締役     | 長谷川 淳治 | －                                                       |
| 取締役     | 栗林 利紗  | 公認会計士、税理士<br>株式会社Rizze 代表取締役<br>株式会社L O C O 取締役         |
| 取締役     | 伊藤 綾乃  | 弁護士<br>伊藤法律事務所 所長                                       |
| 常勤監査役   | 赤津 澄之  | －                                                       |
| 監査役     | 椎名 真司  | －                                                       |
| 監査役     | 安松 綾菜  | 公認会計士、税理士<br>tokumo会計事務所 所長<br>株式会社タックスナップ コーポレートマネージャー |

注1. 取締役長谷川淳治氏、栗林利紗氏及び伊藤綾乃氏は、社外取締役であります。

注2. 常勤監査役赤津澄之氏、監査役椎名真司氏及び安松綾菜氏は、社外監査役であります。

注3. 当社は、取締役長谷川淳治氏、栗林利紗氏及び伊藤綾乃氏、監査役赤津澄之氏、椎名真司氏及び安松綾菜氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

注4. 監査役安松綾菜氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

当該事業年度中における役員の異動は次のとおりであります。

| 氏 名   | 異動後 | 異動前 | 異動年月日       |
|-------|-----|-----|-------------|
| 緒方 浩之 | 取締役 | —   | 2025年10月24日 |
| 神谷 均  | 取締役 | —   | 2025年10月24日 |

## （２）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役長谷川淳治氏、栗林利紗氏及び伊藤綾乃氏、常勤監査役赤津澄之氏、監査役椎名真司氏及び安松綾菜氏との間で、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする旨の契約を締結しております。

## （３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当事項はありません。

なお、保険会社との間で2026年９月１日に役員等賠償責任保険契約を締結しており、その概要は株主総会参考書類第３号議案 注９に記載のとおりです。

## （４）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

### １）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

取締役の報酬等については、企業価値の持続的な向上を図ることを念頭に置き、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、職責に応じた固定報酬、業績動向を踏まえた金銭報酬である役員賞与及び中長期的なインセンティブを目的として不定期に発行するストック・オプションにより構成しております。

固定報酬は、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、会社業績、各取締役の職責及び職務遂行状況等を総合的に勘案して決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の原案については、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬諮問委員会に諮問し、その答申を得たうえで、取締役会において当該答申を踏まえて審議及び決定することとしております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、その決定方法及び決定された内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しております。

## **2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

当社の取締役及び監査役の報酬等の限度額については、2025年10月24日開催の第35回定時株主総会において、取締役の報酬等を年額200百万円以内、監査役の報酬等を年額25百万円以内とすることが決議されております。

当該株主総会決議時点における取締役の員数は11名、監査役の員数は3名であります。

取締役の個人別の報酬等は、当該株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内で決定しております。また、監査役の個人別の報酬額は、当該株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、監査役会で審議のうえ決定しております。

## **3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項**

当社取締役会は、2025年10月24日開催の取締役会において、第36期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定を、代表取締役社長に委任することを決議しております。委任を受けた者は、代表取締役社長の佐藤順英であり、委任された権限の内容は、株主総会で決議された取締役の報酬等の限度額の範囲内における、各取締役の個人別の報酬等の具体的内容の決定であります。

当該権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責及び職務遂行状況等について個別の評価を行うには、代表取締役社長が適任であると判断したためであります。

代表取締役社長は、指名・報酬諮問委員会の答申及び取締役会における審議内容を最大限尊重し、委任された権限の範囲内で取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。

#### 4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 支給人数          | 報酬等の総額              | 基本報酬                | 業績連動報酬      | 非金銭報酬等   |
|------------------|---------------|---------------------|---------------------|-------------|----------|
|                  |               |                     |                     |             |          |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 11名<br>(うち3名) | 163百万円<br>(うち16百万円) | 161百万円<br>(うち16百万円) | 1百万円<br>(一) | —<br>(一) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(うち3名)  | 12百万円<br>(うち12百万円)  | 12百万円<br>(うち12百万円)  | —<br>(一)    | —<br>(一) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 14名<br>(うち6名) | 176百万円<br>(うち28百万円) | 174百万円<br>(うち28百万円) | 1百万円<br>(一) | —<br>(一) |

注1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれておりません。

注2. 非金銭報酬等の内容は、ストック・オプションであり、2025年10月24日開催の定時株主総会及び同日の取締役会に基づき、ストック・オプション報酬として取締役に対し430個（うち社外取締役に対し20個）の新株予約権を交付しております。当事業年度中に交付した新株予約権は3.（1）に記載の第5回新株予約権のとおりであります。

注3. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### 5) 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬等として取締役（社外取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。業績指標の内容は、当事業年度の経常利益としており、会社目標を経常利益率10%以上と定めています。この目標を超えて計上した利益について、その5%を上限として賞与原資を算定する仕組みとしております。

当該業績指標を選定した理由は、経常利益が当社の事業活動全体の収益性を総合的に示す指標であり、全従業員が共通の目標に向かって取り組む中で、取締役によるリーダーシップや経営判断の成果を適切に反映できると考えているためです。経常利益率10%以上の達成には、売上の確保のみならず、適切なリスク管理、コンプライアンス及びガバナンスの実践を通じた持続的な企業価値向上が不可欠であり、これらに貢献した取締役の成果を報酬に反映することを目的としております。

業績連動報酬の額は、当事業年度末時点の業績動向、年度予算の達成状況及び各取締役の業績評価を総合的に勘案して決定しております。

当事業年度における当社の経常利益は1,022百万円、経常利益率は10.3%となり、会社目標である経常利益率10%以上を達成いたしました。

## 6) 非金銭報酬等の内容に関する事項

当社は、取締役（社外取締役を除く。）に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして、ストック・オプションを付与する方針としております。ストック・オプションは非金銭報酬等として位置付けており、付与の要否及び内容については、各取締役の職責、会社業績、経営環境その他の事情を総合的に勘案したうえで決定しております。なお、ストック・オプションは不定期に発行することとしております。

## (5) 社外役員に関する事項

| 区分    | 氏名     | 重要な兼職の状況                                              | 主な活動状況                                                                                                                                                                                   |
|-------|--------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 長谷川 淳治 | —                                                     | <p>当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、上場会社での役員経験を活かし、経営に対する意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>       |
| 社外取締役 | 栗林 利紗  | <p>公認会計士、税理士<br/>株式会社Rizze 代表取締役<br/>株式会社LOCO 取締役</p> | <p>当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、公認会計士及び税理士の専門的知識を活かし、経営に対する意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>  |
| 社外取締役 | 伊藤 綾乃  | <p>弁護士<br/>伊藤法律事務所 所長</p>                             | <p>当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、弁護士として法律に関する専門的知識を活かし、経営に対する意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選任、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |

| 区分        | 氏名    | 重要な兼職の状況                                                              | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                               |
|-----------|-------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外<br>監査役 | 赤津 澄之 | —                                                                     | <p>当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、これまでの社外での業務を通じて培われた幅広い経験及び知見等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、他社の取締役としての経験を活かし、経営に対する意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。</p>        |
| 社外<br>監査役 | 椎名 真司 | —                                                                     | <p>当事業年度開催の取締役会23回すべてに出席し、これまでの社外での業務を通じて培われた幅広い経験及び知見等に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、他社の取締役（監査等委員）としての経験を活かし、経営に対する意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。</p> |
| 社外<br>監査役 | 安松 綾菜 | <p>公認会計士、税理士<br/>tokumo会計事務所 所長<br/>株式会社タックスナップ コ<br/>ーポレートマネージャー</p> | <p>当事業年度開催の取締役会23回中22回に出席し、公認会計士及び税理士の専門的知識を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をしております。</p> <p>また、当事業年度開催の監査役会14回すべてに出席し、公認会計士及び税理士の専門的知識を活かし、経営に対する意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。</p>                |

注1. 重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

栄監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 28,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 29,350千円 |

注 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

注 2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人から提出された監査計画、監査時間、報酬見積りの算出根拠等を踏まえ妥当と判断いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、栄監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

会社業務の適正を確保するための体制整備（内部統制システム構築の基本方針）を取締役会で決議しております。

#### 1 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（会社法施行規則第100条第1項第1号）

取締役会、経営会議等の議事録、並びに稟議書、報告書その他取締役の職務執行に係る重要な書類については、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に保存及び管理する。

#### 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（会社法施行規則第100条第1項第2号）

（1）当社のリスク管理体制を整備するために、「リスク管理規程」を定める。

（2）代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なリスクの把握及びその評価、並びに対応策の策定を行い、監査役会、内部監査室並びに外部の専門家とも連携のうえ、全社各部門におけるリスクマネジメントの適正化を図る。

（3）自然災害や事故発生等の重大な経営リスクとなる緊急事態が発生した場合には、上記委員会に加えて、代表取締役を委員長とする「緊急事態対策委員会」を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

（4）内部監査室が、リスク管理体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。

#### 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第100条第1項第3号）

（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

（2）業務執行の効率的実施を補完強化する体制として、経営会議、営業会議を定期的で開催し、都度、会社の重要課題について、意見・情報交換を行う。

（3）経営の健全性と効率性を高めるために「執行役員制度」を導入し、各執行役員の責任範囲を明確にする。

（4）当社の営業目標値を年度目標として策定し、それに基づく業績管理を行い、毎月1回開催される「全社採算会議」において、達成状況の報告、課題共有、評価等を行う。

4 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス行動規範」を定める。
- (2) 代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、企業理念・法令遵守の考え方を社内に徹底するとともに、コンプライアンス経営の維持、向上、推進を支援する。
- (3) 内部監査室が、業務監査の一環として、コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査を実施する。
- (4) 法令上疑義のある行為その他のコンプライアンスに関する社内通報体制として、「内部通報規程」を定め、内部通報制度を整備する。
- (5) 反社会的勢力に対して毅然とした対応をするため「反社会的勢力対応規程」を定め、不当な圧力や金銭の要求に対し断固たる態度で対応する。

5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 経営管理については、「関係会社管理規程」を定め、子会社の「職務決裁基準」を尊重するとともに重要事項の決定に関しては当社への承認・報告を求める。
- (2) 関係会社は、「関係会社管理規程」に従い、経営状況、経営計画、重大なクレーム、その他の業務上重要な事項について、当社に都度報告する。
- (3) 関係会社における業務の適正を確保するため、関係会社にも適用する行動指針として「コンプライアンス行動規範」を定める。
- (4) 内部監査室は当社の「内部監査規程」に準じて関係会社を監査する。

6 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号）

- (1) 当社の規模等を勘案し、原則、総務部の使用人が監査役職務を補助する監査役スタッフを兼務する。ただし、監査役会から専任のスタッフを求められた場合は、監査役会の意向を尊重し検討する。
- (2) 監査役スタッフが監査役の補助職務を担う場合は、取締役等からの独立性を確保するとともに、監査役の指揮命令に従わなければならない。監査役スタッフの任命、人事異動等については監査役と事前に協議する。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制等（会社法施行規則第100条第3項第4号、第5号、第6号及び第7号）

- （1）当社の取締役及び使用人、並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び関係会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告する。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- （2）当社は、前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び関係会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。
- （3）監査役は取締役の執行状況を把握するため取締役会、経営会議等の重要な社内会議に出席する。
- （4）監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人に対してその説明を求めることができる。
- （5）監査役は、内部監査室や会計監査人との定期的な連絡会を設け、実効性のある監査活動を行う。
- （6）監査役（会）は、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見交換をする。
- （7）監査役の職務執行について生じる費用又は債務は、請求のあった後、速やかに処理する。
- （8）監査役の職務執行のための環境整備に努める。

## **(2) 当社が業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における主な運用状況は、以下のとおりであります。

### **1 リスク管理及びコンプライアンスに関する体制**

当社では、全社的なリスクの把握及びその評価を行う他、コンプライアンス経営を維持するため、原則3か月に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。

さらに、全従業員を対象とする、弁護士によるコンプライアンス研修を実施しました。今後継続して研修を実施することにより、コンプライアンス意識の更なる向上と定着を図ります。

また、内部通報制度において顧問弁護士以外の外部通報窓口を設置しており、通報窓口の公平性・中立性を高め、コンプライアンス強化を進めております。

### **2 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会を原則として月1回開催し、経営の基本方針、その他経営に係る重要事項等に関する審議・決定を行っております。また、取締役会付議事項は原則として常勤取締役、常勤監査役及び執行役員が出席する経営会議にて十分な議論を行ったうえで取締役会に付議することにより、意思決定を的確かつ効率的に行われる体制をとっております。

### **3 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社の関係会社の業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」を定め運営しております。関係会社管理規程では、業務運営上の重要事項について承認・報告事項を定め、担当部署が定期的に関係会社の状況を報告することで、各社の業務執行状況を把握し、適時適切な支援を行ってまいります。

### **4 監査役への報告、並びに監査役の監査が実効的に行われるための体制**

監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役が経営会議等の重要会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、内部監査部門等から定期及び適宜業務現況等の報告を受けております。

### **5 内部監査に関する体制**

業務執行部門から独立した内部監査室が、内部監査計画に基づき、会計及び業務活動に関する適正性、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況等につき、監査を実施しました。

### **（３）剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置付け、配当原資を確保するための収益力の強化を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

また、将来の事業展開への備え及び再生可能エネルギー関連の開発投資等に必要な内部留保を確保し、これを収益力の一層の強化と中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

当社は、１株当たり配当金20円を下限とする方針としております。

計算書類

貸借対照表  
(2026年7月31日 現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        | 科 目                       | 金 額        |
|-----------------|------------|---------------------------|------------|
| (資 産 の 部)       |            | (負 債 の 部)                 |            |
| 流 動 資 産         | 5,329,396  | 流 動 負 債                   | 1,724,579  |
| 現 金 及 び 預 金     | 1,879,342  | 電 子 記 録 債 務               | 140,012    |
| 完 成 工 事 未 収 入 金 | 563,210    | 工 事 未 払 金                 | 551,745    |
| 契 約 資 産         | 2,642,531  | 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 348,595    |
| 電 子 記 録 債 権     | 1,650      | リ ー ス 債 務                 | 41,741     |
| 未 成 工 事 支 出 金   | 77,090     | 未 払 金                     | 114,321    |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 | 15,809     | 未 払 法 費 用                 | 141,566    |
| 前 渡 金           | 7,689      | 未 払 人 税 等                 | 178,879    |
| 前 払 費 用         | 74,959     | 未 払 消 費 税 等               | 51,708     |
| 未 収 入 金         | 26,496     | 未 成 工 事 受 入 金             | 46,444     |
| 金 利 ス ワ ッ プ 資 産 | 33,553     | 前 受 入 金                   | 55         |
| そ の 他 資 産       | 7,063      | 預 り 金                     | 28,000     |
| 固 定 資 産         | 6,826,912  | 賞 与 引 当 金                 | 79,546     |
| 有 形 固 定 資 産     | 3,318,586  | 役 員 賞 与 引 当 金             | 1,961      |
| 建 物             | 350,262    | 固 定 負 債                   | 2,856,237  |
| 建 物 付 属 設 備     | 110,110    | 長 期 借 入 金                 | 2,539,128  |
| 構 築 物 置 備       | 31,734     | リ ー ス 債 務                 | 184,301    |
| 機 械 及 び 装 置     | 471,422    | 資 産 除 去 債 務               | 132,807    |
| 車 両 運 搬 具       | 45,500     | 負 債 合 計                   | 4,580,817  |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 96,246     | (純 資 産 の 部)               |            |
| 土 地             | 543,375    | 株 主 資 本                   | 7,558,072  |
| リ ー ス 資 産       | 203,322    | 資 本 剰 余 金                 | 36,695     |
| 建 設 仮 勘 定       | 1,466,610  | 資 本 剰 余 金                 | 1,334,155  |
| 無 形 固 定 資 産     | 197,155    | そ の 他 資 本 剰 余 金           | 1,334,155  |
| ソ フ ト ウ ェ ア     | 187,155    | 利 益 剰 余 金                 | 6,233,264  |
| 特 許 権           | 10,000     | 利 益 準 備 金                 | 9,173      |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 3,311,169  | そ の 他 利 益 剰 余 金           | 6,224,090  |
| 投 資 有 価 証 券     | 46,268     | 特 別 償 却 準 備 金             | 48,610     |
| 関 係 会 社 株 式     | 41,000     | 圧 縮 積 立 金                 | 3,156      |
| 出 資 金           | 30,746     | 繰 越 利 益 剰 余 金             | 6,172,324  |
| 関 係 会 社 出 資 金   | 3,052,367  | 自 己 株 式                   | △46,042    |
| 長 期 前 払 費 用     | 20,802     | 評 価 ・ 換 算 差 額 等           | 17,418     |
| 繰 延 税 金 資 産     | 72,288     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 17,418     |
| そ の 他           | 47,697     |                           |            |
| 資 産 合 計         | 12,156,308 | 純 資 産 合 計                 | 7,575,491  |
|                 |            | 負 債 ・ 純 資 産 合 計           | 12,156,308 |

# 損 益 計 算 書

(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

(単位：千円)

| 科目 |   |   |   |   |   | 金額        |           |
|----|---|---|---|---|---|-----------|-----------|
| 売  | 上 | 高 |   |   |   |           |           |
| 完  | 成 | 工 | 事 | 高 |   | 8,619,016 |           |
| そ  | の | 他 | の | 売 | 上 | 1,289,513 | 9,908,530 |
| 売  | 上 | 原 |   | 価 |   |           |           |
| 完  | 成 | 工 | 事 | 原 | 価 | 6,283,759 |           |
| そ  | の | 他 | の | 売 | 上 | 1,158,225 | 7,441,984 |
| 売  | 上 | 総 | 利 | 益 |   |           | 2,466,545 |
| 販  | 売 | 費 | 及 | び | 一 | 般         | 利         |
| 営  | 業 | 外 | 収 | 益 |   |           | 1,456,857 |
| 営  | 業 | 外 | 収 | 益 |   |           | 1,009,688 |
| 受  | 取 | 利 |   | 息 |   | 2,801     |           |
| 受  | 取 | 配 | 当 | 金 |   | 1,200     |           |
| 金  | 利 | ス | ワ | ッ | プ | 評         | 価         |
| 受  | 取 | 取 | 家 | 賃 |   | 17,650    |           |
| 受  | 取 | 保 | 険 | 金 |   | 11,657    |           |
| 業  | 務 | 受 | 託 | 料 |   | 30,000    |           |
| 雑  |   | 収 |   | 入 |   | 26,200    |           |
| 営  | 業 | 外 | 費 | 用 |   | 16,455    | 105,965   |
| 支  | 払 | 利 |   | 息 |   | 58,745    |           |
| 資  | 金 | 調 | 達 | 用 |   | 5,300     |           |
| 上  | 場 | 関 | 連 | 用 |   | 21,507    |           |
| 雑  |   | 損 |   | 失 |   | 8,007     | 93,561    |
| 経  | 常 | 利 |   | 益 |   |           | 1,022,092 |
| 特  | 別 | 利 |   | 益 |   |           |           |
| 固  | 定 | 資 | 産 | 売 | 却 | 239       | 239       |
| 特  | 別 | 損 |   | 失 |   |           |           |
| 固  | 定 | 資 | 産 | 除 | 売 | 9,757     |           |
| 減  | 損 | 損 |   | 損 |   | 2,165     | 11,922    |
| 税  | 引 | 前 | 当 | 期 | 純 | 利         | 益         |
| 法  | 人 | 税 | 住 | 民 | 税 | 及         | 事         |
| 法  | 人 | 税 | 等 | 調 | 整 |           | 業         |
| 当  | 期 | 純 | 利 | 益 |   | 260,420   | 1,010,410 |
|    |   |   |   |   |   | 14,471    | 274,892   |
|    |   |   |   |   |   |           | 735,517   |

# 株主資本等変動計算書

(自 2025年8月1日 至 2026年7月31日)

(単位：千円)

|                                | 株主資本   |              |             |       |             |       |             |             |
|--------------------------------|--------|--------------|-------------|-------|-------------|-------|-------------|-------------|
|                                | 資本金    | 資本剰余金        |             | 利益剰余金 |             |       |             |             |
|                                |        | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金    |       |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                                |        |              |             |       | 特別償却<br>準備金 | 圧縮積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 2025年8月1日残高                    | 36,695 | —            | —           | 9,173 | 33,806      | 3,308 | 5,451,458   | 5,497,746   |
| 当事業年度中の変動額                     |        |              |             |       |             |       |             |             |
| 当期純利益                          |        |              | —           |       |             |       | 735,517     | 735,517     |
| 自己株式の処分                        |        | 1,334,155    | 1,334,155   |       |             |       |             | —           |
| 特別償却準備金の積立                     |        |              | —           |       | 21,653      |       | △21,653     | —           |
| 特別償却準備金の取崩                     |        |              | —           |       | △6,849      |       | 6,849       | —           |
| 圧縮積立金の取崩                       |        |              | —           |       |             | △151  | 151         | —           |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度変動額<br>(純額) |        |              |             |       |             |       |             |             |
| 事業年度中の変動額合計                    |        | 1,334,155    | 1,334,155   |       | 14,803      | △151  | 720,865     | 735,517     |
| 2026年7月31日残高                   | 36,695 | 1,334,155    | 1,334,155   | 9,173 | 48,610      | 3,156 | 6,172,324   | 6,233,264   |

|                                | 株主資本     |            | 評価・換算差額等             |                | 純資産合計     |
|--------------------------------|----------|------------|----------------------|----------------|-----------|
|                                | 自己株式     | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 2025年8月1日残高                    | △452,750 | 5,081,691  | 14,215               | 14,215         | 5,095,907 |
| 当事業年度中の変動額                     |          |            |                      |                |           |
| 当期純利益                          |          | 735,517    |                      |                | 735,517   |
| 自己株式の処分                        | 406,707  | 1,740,863  |                      |                | 1,740,863 |
| 特別償却準備金の積立                     |          | —          |                      |                | —         |
| 特別償却準備金の取崩                     |          | —          |                      |                | —         |
| 圧縮積立金の取崩                       |          | —          |                      |                | —         |
| 株主資本以外の項目の<br>当事業年度変動額<br>(純額) |          |            | 3,202                | 3,202          | 3,202     |
| 事業年度中の変動額合計                    | 406,707  | 2,476,381  | 3,202                | 3,202          | 2,479,583 |
| 2026年7月31日残高                   | △46,042  | 7,558,072  | 17,418               | 17,418         | 7,575,491 |

## 個 別 注 記 表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

関係会社株式、関係会社出資金

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ②棚卸資産

未成工事支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

原材料及び貯蔵品

先入先出法又は個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 15～50年 |
| 建物附属設備    | 8～15年  |
| 構築物       | 10～15年 |
| 機械及び装置    | 6～17年  |
| 車輛運搬具     | 4～5年   |
| 工具、器具及び備品 | 3～15年  |

##### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における業績を勘案した支給見込額に基づき計上しております。

④工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、未引渡工事のうち当事業年度末で損失の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることのできる工事について、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①工事事業

主に発電所関連プラント設備の設置及び解体工事等を行っており、長期の工事契約を締結しております。当該契約については、工事の施行進捗により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を基にして収益を認識しております。進捗度は工事の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を算出しております。

なお、工期がごく短い契約については、顧客との引き渡し検収が完了した一時点で収益を認識しております。

## ②再生可能エネルギー事業

主に発電所関連プラント設備の運営管理業務と発電所燃料の揚荷業務の支援業務を行っております。運営管理業務は、契約期間にわたり発電設備に対して点検業務を提供する義務を負っており、点検業務の進捗により履行義務が一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を基に収益を認識しております。進捗度は点検業務の総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定しております。

発電所燃料の揚荷業務の支援業務は、作業完了ごとに履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (重要な会計上の見積り)

約束した財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法（以下、いわゆる「工事進行基準」という。）による完成工事高

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

工事進行基準による完成工事高（＊） 2,758,451千円

（＊）当事業年度に完成した工事に係る完成工事高及び原価回収基準により認識した完成工事高は除いております。

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### （i）当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

工事進行基準による完成工事高は、工事ごとに工事収益総額、工事原価総額及び当事業年度末における工事進捗度を見積り、工事収益総額に工事進捗度を乗じて算出しております。

##### （ii）当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

工事収益総額及び工事原価総額の見積りについては、工事着工段階において実行予算を編成し、適時・適切に工事の状況に応じて見直しを行っております。また事業年度末の工事進捗度を見積る方法として、原価比例法を採用しております。

##### （iii）翌事業年度の計算書類に与える影響

工事は個別性が強く、工事の進行途上において当初は想定していなかった状況の変化や、工事契約の変更が行われる場合があります。そのため、工事収益総額、工事原価総額及び工事進捗度の見積りには不確実性を伴うため、仮定した個別の工事ごとの諸条件と異なる事象が発生した場合には、完成工事高の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,045,282千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・金銭債務

|        |           |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 305,711千円 |
| 長期金銭債権 | 12,700千円  |
| 短期金銭債務 | 1,073千円   |

(3) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| 現金及び預金   | 36,889千円  |
| 完成工事未収入金 | 21,101千円  |
| 構築物      | 0千円       |
| 機械及び装置   | 232,241千円 |
| 計        | 290,233千円 |

|                |           |
|----------------|-----------|
| 1年以内返済予定の長期借入金 | 73,600千円  |
| 長期借入金          | 161,600千円 |
| 計              | 235,200千円 |

(4) 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため複数の取引銀行と当座貸越契約、コミットメントライン契約を締結しています。これらの契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高はそれぞれ次のとおりであります。

|            |              |
|------------|--------------|
| 当座貸越極度額の総額 | 3,550,000 千円 |
| 借入実行残高     | － 千円         |
| 差引額        | 3,550,000 千円 |

|                 |              |
|-----------------|--------------|
| コミットメントライン契約の総額 | 2,511,000 千円 |
| 借入実行残高          | 1,346,000 千円 |
| 差引額             | 1,165,000 千円 |

(5) 財務制限条項

長期借入金のうち2,305,200千円（1年以内返済予定の長期借入金を含む）には、以下の財務制限条項が付されております。

①純資産維持

(i) 長期借入金（2014年3月契約分 235,200千円）

各年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の金額を負の値としないこと。

(ii) 長期借入金 (2021年12月契約分 724,000千円)

各年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の金額を、直前の決算期末日における貸借対照表の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(iii) 長期借入金 (2025年3月契約分 1,346,000千円)

各年度の決算期末日の貸借対照表における純資産の部の金額を負の値としないこと。

## ②利益維持

各年度の決算期における損益計算書に示される経常損益を2期連続して損失としないこと。

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1) 関係会社との営業取引高

|       |           |
|-------|-----------|
| 売上高   | 551,215千円 |
| 受取出向料 | 197,185千円 |
| 水道光熱費 | 11,550千円  |

##### (2) 関係会社との営業取引以外の取引高

|       |          |
|-------|----------|
| 業務受託料 | 31,000千円 |
| 受取利息  | 142千円    |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

|      |             |
|------|-------------|
| 普通株式 | 10,175,000株 |
|------|-------------|

##### (2) 当事業年度の末日における自己株式の数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 300,000株 |
|------|----------|

##### (3) 配当に関する事項

###### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                  | 株式の種類 | 配当金の<br>総額(千円) | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日       |
|-----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|-------------|
| 2026年10月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 197,500        | 利益剰余金 | 20.0            | 2026年7月31日 | 2026年10月30日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 減損損失                  | 75,436千円  |
| 賞与引当金                 | 23,977千円  |
| 投資有価証券評価損             | 9,246千円   |
| 資産除去債務                | 40,931千円  |
| 開発資産                  | 23,881千円  |
| 未払事業税                 | 18,980千円  |
| その他                   | 15,561千円  |
| 繰延税金資産小計              | 208,013千円 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | △87,036千円 |
| 評価性引当額小計              | △87,036千円 |
| 繰延税金資産合計              | 120,976千円 |

### 繰延税金負債

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金    | △7,759千円  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △17,865千円 |
| 特別償却準備金         | △21,656千円 |
| その他             | △1,407千円  |
| 繰延税金負債合計        | △48,688千円 |
| 繰延税金資産の純額       | 72,288千円  |

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は、2026年7月29日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場に伴い実施する第三者割当増資による新株式の発行により、当社の資本金が増加し、外形標準課税適用法人となる見込みです。

これに伴い、2026年8月1日以降開始する事業年度における税効果会計の適用に当たり使用する法定実効税率は、従来の34.6%から30.8%に変更となります。

この税率変更により、当事業年度末における繰延税金資産の金額は8,866千円減少し、法人税等調整額は9,817千円増加しております。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入によっております。また、投機的なデリバティブは行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である完成工事未収入金については、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として上場株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行いリスク低減を図っております。

関係会社出資金は、関連会社に対する出資金であり、その回収可能性について同社の事業リスクに晒されておりますが、同社の事業計画について、予算実績比較分析を適時に行い、差異の原因とそれを踏まえた行動計画の合理性を検討し、財務状況を総合的に判断したうえで、回収可能性を検討しております。

営業債務である工事未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資資金を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。なお、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して、金利スワップ取引を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）については、経理・財務本部 経理・財務部において、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持すること等により管理しております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### ④信用リスクの集中

当事業年度の貸借対照表日現在における営業債権のうち35%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                                  | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|----------------------------------|------------------|------------|------------|
| 投資有価証券（＊2）                       | 43,268           | 43,268     | －          |
| 資産計                              | 43,268           | 43,268     | －          |
| 長期借入金（＊3）                        | 2,887,724        | 2,859,929  | △27,794    |
| 負債計                              | 2,887,724        | 2,859,929  | △27,794    |
| デリバティブ取引（＊4）<br>ヘッジ会計が適用されていないもの | 33,553           | 33,553     | －          |

（＊1）「現金及び預金」、「完成工事未収入金」、「工事未払金」、「短期借入金」については主に短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊2）市場価格のない株式等及び出資金は、上記表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分                 | 貸借対照表計上額<br>(千円) |
|--------------------|------------------|
| 投資有価証券<br>非上場株式    | 3,000            |
| 関係会社株式<br>非上場株式    | 41,000           |
| 出資金<br>組合出資金       | 30,746           |
| 関係会社出資金<br>合同会社出資金 | 3,052,367        |

（＊3）長期借入金については、1年内返済予定分を含めて表示しています。

（＊4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

| 区分       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金   | 1,879,342    | —                   | —                    | —            |
| 完成工事未収入金 | 563,210      | —                   | —                    | —            |
| 合計       | 2,442,553    | —                   | —                    | —            |

(注2) 借入金の決算日後の返済予定額

| 区分           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|--------------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 長期借入金（1年内含む） | 348,595      | 1,134,309           | 360,309             | 261,109             | 246,709             | 536,689     |
| 合計           | 348,595      | 1,134,309           | 360,309             | 261,109             | 246,709             | 536,689     |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合にはそれらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

| 区分           | 時価（千円） |        |       |        |
|--------------|--------|--------|-------|--------|
|              | レベル 1  | レベル 2  | レベル 3 | 合計     |
| 有価証券及び投資有価証券 |        |        |       |        |
| その他有価証券      |        |        |       |        |
| 株式           | 43,268 | －      | －     | 43,268 |
| デリバティブ取引     |        |        |       |        |
| 金利関連         | －      | 33,553 | －     | 33,553 |
| 資産計          | 43,268 | 33,553 | －     | 76,821 |

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分            | 時価（千円） |           |       |           |
|---------------|--------|-----------|-------|-----------|
|               | レベル 1  | レベル 2     | レベル 3 | 合計        |
| 長期借入金（1 年内含む） | －      | 2,859,929 | －     | 2,859,929 |
| 負債計           | －      | 2,859,929 | －     | 2,859,929 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

元金金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

8. 持分法損益等に関する注記

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 関連会社に対する投資の金額      | 3,052,367千円  |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 21,109,452千円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 174,146千円    |

9. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類   | 会社等の名称        | 所在地       | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容又は職業                  | 議決権等の所有<br>(被所有)<br>割合 (%) | 関連当事者との関係                                                 | 取引の内容        | 取引金額<br>(千円) | 科目       | 期末残高<br>(千円) |
|------|---------------|-----------|------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------|--------------|----------|--------------|
| 関連会社 | エイブルエナジー合同会社  | 福島県双葉郡広野町 | 1,000            | ・バイオマス発電設備の運転<br>・電力供給、販売等 | (所有)<br>直接 40.0            | ・バイオマスの揚荷役や発電所/倉庫の管理に関する業務受託等<br>・出向者の派遣による業務支援<br>・役員の兼任 | 管理業務の受託(注)   | 536,956      | 完成工事未収入金 | 198,802      |
|      |               |           |                  |                            |                            |                                                           |              |              | 契約資産     | 86,244       |
|      |               |           |                  |                            |                            |                                                           | 出向料収入        | 183,585      | 未収入金     | 13,724       |
| 関連会社 | 大熊るるるん電力株式会社  | 福島県双葉郡大熊町 | 90,000           | 地域新電力                      | (所有)<br>直接 20.0            | ・電力の受給・発電所の点検業務の受託等<br>・出向者の派遣による業務支援<br>・役員の兼任           | 点検業務の受託等(注)  | 11,607       | 完成工事未収入金 | 330          |
|      |               |           |                  |                            |                            |                                                           | 電気料          | 11,550       | 未払金      | 1,073        |
|      |               |           |                  |                            |                            |                                                           | 出向料収入        | 13,600       | 未収入金     | 3,122        |
|      |               |           |                  |                            |                            |                                                           | 支援業務受託契約金(注) | 26,200       |          |              |
| 関連会社 | 合同会社佐野バイオマス発電 | 群馬県館林市    | 1,000            | 発電事業                       | (所有)<br>直接 20.0            | ・設備運転保全業務受託                                               | 出資の引受        | 457,217      | －        | －            |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等  
市場価格等を参考にして、一般取引先と同様に協議のうえ、決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 767円14銭  
1株当たり当期純利益 97円99銭

(注) 当社は2026年3月4日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

# 11. 収益認識に関する注記

## (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                 | 報告セグメント   |                     |         |           | 当事業年度<br>合計 |
|-----------------|-----------|---------------------|---------|-----------|-------------|
|                 | 工事業       | 再生可能<br>エネルギー<br>事業 | その他事業   | 計         |             |
| 一時点で移転される財      | 822,229   | 719,723             | 291,254 | 1,833,207 | 1,833,207   |
| 一定の期間にわたり移転される財 | 7,796,786 | 278,535             | —       | 8,075,322 | 8,075,322   |
| 顧客との契約から生じる収益   | 8,619,016 | 998,259             | 291,254 | 9,908,530 | 9,908,530   |
| その他の収益          | —         | —                   | —       | —         | —           |
| 外部顧客への売上高       | 8,619,016 | 998,259             | 291,254 | 9,908,530 | 9,908,530   |

## (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

### ① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|                     | 当事業年度     |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 564,265   |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 564,860   |
| 契約資産（期首残高）          | 2,405,988 |
| 契約資産（期末残高）          | 2,642,531 |
| 契約負債（期首残高）          | 65,012    |
| 契約負債（期末残高）          | 46,444    |

契約資産は、主に、顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足しているが未請求となっている対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該対価は、個々の契約に定められた支払条件に従って請求し、受領しております。契約資産は、主に、収益認識による増加と債権への振替による減少に伴い変動しております。

契約負債は、主に、顧客との工事契約について期末日時点で履行義務を充足していないが支払条件に基づき顧客から受け取った未成工事受入金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は54,547千円であります。

また、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

なお、貸借対照表上、契約負債は「未成工事受入金」として表示しております。

## ②残余履行義務に配分した取引価格

当事業年度において、残存履行義務に配分した取引価格の総額は3,952,394千円であります。当該残存履行義務に配分した取引価格の収益の認識が見込まれる時期は、概ね期末日後1年以内であります。

## 12. 重要な後発事象に関する注記

### (第三者割当による新株式の発行)

当社は、2026年7月29日付で東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、2026年6月25日及び2026年7月9日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議し、2026年8月31日に払込が完了いたしました。

|   |              |                                                          |
|---|--------------|----------------------------------------------------------|
| ① | 募集方法         | 第三者割当（オーバーアロットメントによる売出し）                                 |
| ② | 発行する株式の種類及び数 | 普通株式 491,600株                                            |
| ③ | 割当価格         | 1株につき 644円                                               |
| ④ | 資本組入額        | 1株につき 322円                                               |
| ⑤ | 割当価格の総額      | 316,590千円                                                |
| ⑥ | 資本組入額の総額     | 158,295千円                                                |
| ⑦ | 払込期日         | 2026年8月31日                                               |
| ⑧ | 割当先          | みずほ証券株式会社                                                |
| ⑨ | 資金の使途        | beABLE研究開発センター（福島県双葉郡）の設備投資資金、富津工場（千葉県富津市）の設備投資資金、借入金の返済 |

### 13. その他の注記

#### 資産除去債務に関する注記

##### ①当該資産除去債務の概要

主として建物・土地等の原状回復義務や太陽光発電設備撤去費用等であります。

##### ②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15～30年と見積り、割引率は0.00%～3.93%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### ③当該資産除去債務の総額の増減

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 期首残高            | 198,395千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 11,730千円  |
| 時の経過による調整額      | 681千円     |
| 有形固定資産の除却に伴う減少額 | △78,000千円 |
| 期末残高            | 132,807千円 |

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月25日

株式会社ビーエイブル  
取締役会 御中

栄監査法人  
大阪事務所  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 横井 陽子  
  
指定社員  
業務執行社員 公認会計士 比佐 進一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーエイブルの2025年8月1日から2026年7月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、第36期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）の事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社から事業報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法につき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議は相当であると認めます。また、当該内部統  
制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘す  
べき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である栄監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月28日

株式会社ビーエイブル 監査役会

常勤社外監査役 赤津 澄之

社外監査役 椎名 真司

社外監査役 安松 綾菜

以上

# 株主総会会場ご案内図



場所

福島県いわき市平一丁目1

**いわきワシントンホテル 椿山荘**



交通

JR常磐線

**いわき駅** **南口** より徒歩 **7** 分